コ　小児緩和ケア診療加算
エ　精神科リエゾンチーム加算
テ　強度行動障害入院医療管理加算
ア　依存症入院医療管理加算
サ　摂食障害入院医療管理加算
キ　がん拠点病院加算
ユ　リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算（急性期病院一般入院基本料及び急性期一般入院基本料に限る。）
メ　栄養サポートチーム加算
ミ　口腔管理連携加算
シ　医療安全対策加算
ヱ　感染対策向上加算
ヒ　患者サポート体制充実加算
モ　報告書管理体制加算
セ　褥瘡ハイリスク患者ケア加算
ス　ハイリスク妊娠管理加算
ン　ハイリスク分娩等管理加算（ハイリスク分娩管理加算に限る。）
イイ　呼吸ケアチーム加算
イロ　術後疼痛管理チーム加算（急性期病院一般入院基本料及び急性期一般入院基本料に限る。）
イハ　地域支援・医薬品供給対応体制加算
イニ　バイオ後続品使用体制加算
イホ　病棟薬剤業務実施加算（１又は２に限る。）
イヘ　データ提出加算
イト　入退院支援加算（１のイ、２のイ又は３に限る。）
イチ　医療的ケア児（者）入院前支援加算
イリ　認知症ケア加算
イヌ　せん妄ハイリスク患者ケア加算（急性期病院一般入院基本料及び急性期一般入院基本料に限る。）
イル　精神疾患診療体制加算
イヲ　薬剤総合評価調整加算
イワ　排尿自立支援加算
イカ　地域医療体制確保加算（急性期病院一般入院基本料及び急性期一般入院基本料に限る。）
イヨ　協力対象施設入所者入院加算（急性期病院Ａ一般入院料を除く。）
イタ　医療提供機能連携確保加算

11　当該病棟のうち、保険医療機関が地方厚生局長等に届け出たものに入院している患者であって、当該病棟に90日を超えて入院するものについては、注１から注10までの規定にかかわらず、区分番号Ａ１０１に掲げる療養病棟入院料１の例により算定する。

Ａ１０１　療養病棟入院基本料（１日につき）

１　療養病棟入院料１

イ　入院料１　2,035点（健康保険法第63条第２項第２号及び高齢者医療確保法第64条第２項第２号の療養（以下この表において「生活療養」という。）を受ける場合にあっては、2,014点）
ロ　入院料２　1,980点（生活療養を受ける場合にあっては、1,960点）
ハ　入院料３　1,692点（生活療養を受ける場合にあっては、1,672点）
ニ　入院料４　1,763点（生活療養を受ける場合にあっては、1,742点）
ホ　入院料５　1,708点（生活療養を受ける場合にあっては、1,688点）
ヘ　入院料６　1,420点（生活療養を受ける場合にあっては、1,400点）
ト　入院料７　1,715点（生活療養を受ける場合にあっては、1,694点）
チ　入院料８　1,660点（生活療養を受ける場合にあっては、1,640点）
リ　入院料９　1,372点（生活療養を受ける場合にあっては、1,352点）
ヌ　入院料10　1,902点（生活療養を受ける場合にあっては、1,881点）
ル　入院料11　1,847点（生活療養を受ける場合にあっては、1,827点）
ヲ　入院料12　1,559点（生活療養を受ける場合にあっては、1,539点）
ワ　入院料13　1,526点（生活療養を受ける場合にあっては、1,505点）
カ　入院料14　1,498点（生活療養を受ける場合にあっては、1,478点）
ヨ　入院料15　1,344点（生活療養を受ける場合にあっては、1,323点）
タ　入院料16　1,442点（生活療養を受ける場合にあっては、1,421点）
レ　入院料17　1,414点（生活療養を受ける場合にあっては、1,394点）
ソ　入院料18　1,260点（生活療養を受ける場合にあっては、1,239点）
ツ　入院料19　1,902点（生活療養を受ける場合にあっては、1,881点）
ネ　入院料20　1,847点（生活療養を受ける場合にあっては、1,827点）
ナ　入院料21　1,559点（生活療養を受ける場合にあっては、1,539点）
ラ　入院料22　1,513点（生活療養を受ける場合にあっては、1,492点）
ム　入院料23　1,485点（生活療養を受ける場合にあっては、1,465点）
ウ　入院料24　1,331点（生活療養を受ける場合にあっては、1,310点）
ヰ　入院料25　1,054点（生活療養を受ける場合にあっては、1,033点）
ノ　入院料26　1,006点（生活療養を受ける場合にあっては、985点）
オ　入院料27　901点（生活療養を受ける場合にあっては、881点）
ク　入院料28　1,902点（生活療養を受ける場合にあっては、1,881点）
ヤ　入院料29　1,847点（生活療養を受ける場合にあっては、1,827点）
マ　入院料30　1,559点（生活療養を受ける場合にあっては、1,539点）

２　療養病棟入院料２

イ　入院料１　1,967点（生活療養を受ける場合にあっては、1,947点）
ロ　入院料２　1,913点（生活療養を受ける場合にあっては、1,893点）
ハ　入院料３　1,624点（生活療養を受ける場合にあっては、1,604点）
ニ　入院料４　1,695点（生活療養を受ける場合にあっては、1,675点）
ホ　入院料５　1,641点（生活療養を受ける場合にあっては、1,621点）
ヘ　入院料６　1,352点（生活療養を受ける場合にあっては、1,332点）
ト　入院料７　1,647点（生活療養を受ける場合にあっては、1,627点）
チ　入院料８　1,593点（生活療養を受ける場合にあっては、1,573点）
リ　入院料９　1,304点（生活療養を受ける場合にあっては、1,284点）
ヌ　入院料10　1,834点（生活療養を受ける場合にあっては、1,814点）
ル　入院料11　1,780点（生活療養を受ける場合にあっては、1,760点）
ヲ　入院料12　1,491点（生活療養を受ける場合にあっては、1,471点）
ワ　入院料13　1,457点（生活療養を受ける場合にあっては、1,437点）
カ　入院料14　1,430点（生活療養を受ける場合にあっては、1,409点）
ヨ　入院料15　1,275点（生活療養を受ける場合にあっては、1,255点）
タ　入院料16　1,373点（生活療養を受ける場合にあっては、1,353点）
レ　入院料17　1,346点（生活療養を受ける場合にあっては、1,325点）
ソ　入院料18　1,191点（生活療養を受ける場合にあっては、1,171点）
ツ　入院料19　1,834点（生活療養を受ける場合にあっては、1,814点）
ネ　入院料20　1,780点（生活療養を受ける場合にあっては、1,760点）
ナ　入院料21　1,491点（生活療養を受ける場合にあっては、1,471点）
ラ　入院料22　1,444点（生活療養を受ける場合にあっては、1,424点）
ム　入院料23　1,417点（生活療養を受ける場合にあっては、1,396点）
ウ　入院料24　1,262点（生活療養を受ける場合にあっては、1,242点）
ヰ　入院料25　986点（生活療養を受ける場合にあっては、966点）
ノ　入院料26　938点（生活療養を受ける場合にあっては、918点）
オ　入院料27　834点（生活療養を受ける場合にあっては、813点）